

登米市避難行動要支援者 支援マニュアル

概要版

キーワードは

地域の連携



避難行動要支援者支援マニュアル改正の趣旨

東日本大震災では、全行政区で結成されている自主防災組織による安否確認、避難支援が行われ、行政区の集会施設等に避難所を開設し、一人暮らし高齢者等への支援が行われるなど、改めて、自主防災組織等の「共助」による助け合いが大切か再認識したところです。

国では、東日本大震災を機に災害対策基本法の改正を行い、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示されました。それに伴い、登米市では登米市地域防災計画を見直し、避難行動要支援者対策について情報の共有や自助・共助の重要性を基本的な視点とした避難行動要支援者支援マニュアルの見直しを行ったところです。

用語について

(1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方を意味します。避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲として登米市地域防災計画において定めています。

要配慮者

避難行動要支援者

支援

避難支援等関係者



(2) 要配慮者

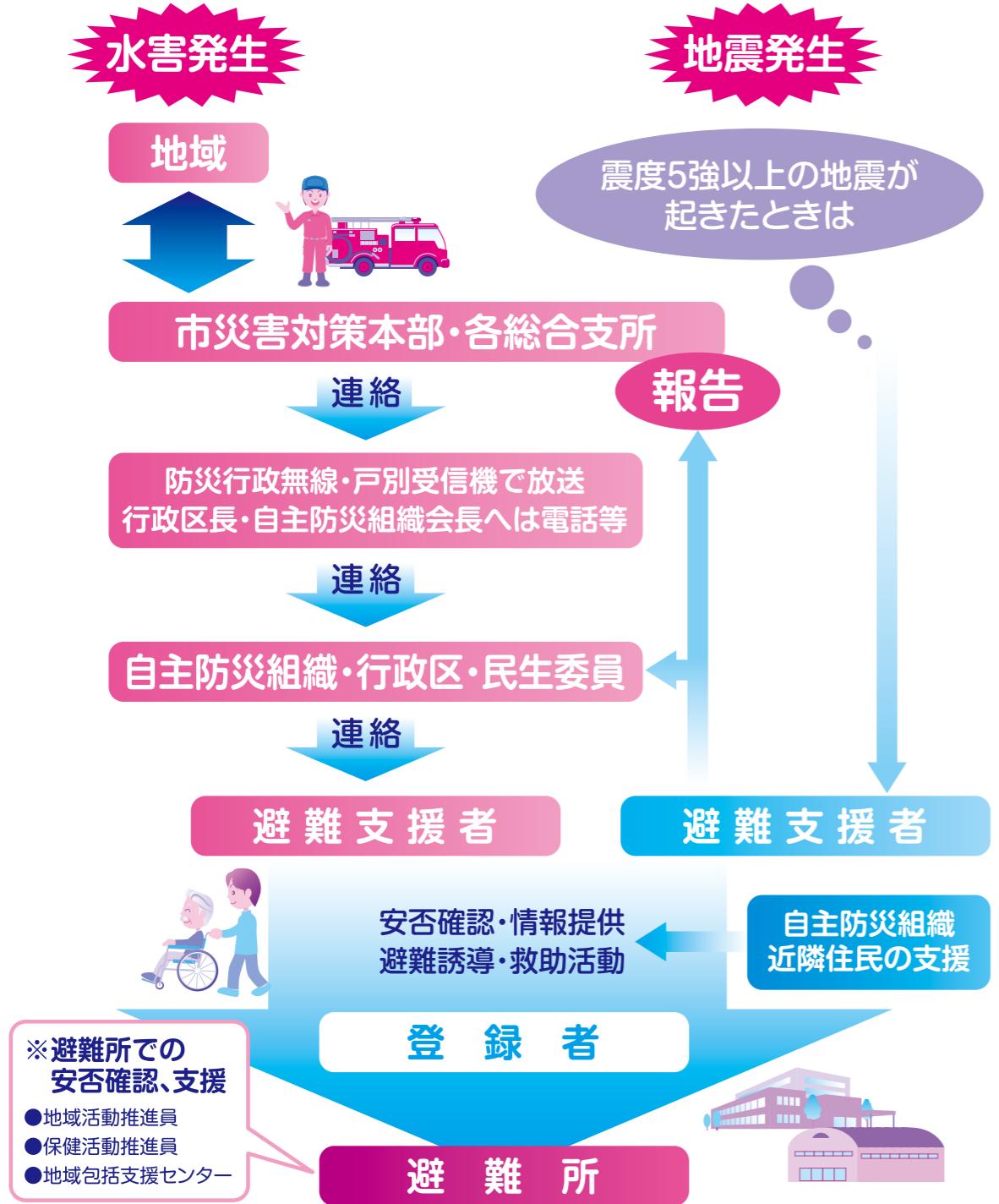
要配慮者とは、災害時に限定せず平時においても配慮を要する方を意味し、具体的には高齢者、障害児者、妊娠婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患有する方、外国人等を意味します。

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害が発生するおそれがある場合に、自主避難することが困難な方の避難実施に携わる関係者を意味します。避難支援となる方は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織など、登米市地域防災計画において定めています。

避難までの流れ

万が一、災害が発生したら!!



お問い合わせ先／登米市福祉事務所生活福祉課

お問い合わせ先 TEL.0220-58-5552

登米市

防災協働社会の形成による防災対策の推進



【地域では】

- 避難行動要支援者への見守り
- 安否確認の方法
- 避難誘導体制の整備

「共助」
地域社会が
お互いを守る



「自助」

住民が自らを
災害から守る

【登米市では】

- 避難行動要支援者名簿の整備
- 関係機関との連携
- 地域との情報の共有

「公助」

行政の施策

避難行動要支援者対策の実施

【登米市避難行動要支援者支援マニュアル】

- 要配慮者の支援体制
- 避難行動要支援者名簿の備え付け、情報の共有

要配慮者

- 避難支援者への情報提供
- 地域へのかかわり

避難支援者

- 自主防災組織等による
避難行動要支援者への支援

【地域社会がお互いを守る(見守り等)】

《災害発生時》

「自助」

自身が日頃から災害に備える

- 各家庭において3日間程度の食料や飲料水を
常日頃から確保
- 地域とのかかわりを持つ
【避難支援者:安否確認】

「共助」

地域住民同士や地域団体の連携

- 隣近所で食料を融通し合うなど
「共助」の視点から「ご近所力」を高めておく
【要配慮者:情報連絡カード】

登米市避難所運営マニュアル

- 避難所の運営

福祉避難所

- 避難行動要支援者の受け入れ

【協定締結者との連携】

【避難行動要支援者名簿の流れ】

避難支援等関係者

- ①自主防災組織
- ②行政区
- ③消防機関
- ④警察
- ⑤民生委員・児童委員
- ⑥登米市社会福祉協議会
- ⑦地域包括支援センター

避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲

- ①要介護認定3～5を受けている方
- ②身体障害者手帳1級・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者の方
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の方
- ⑤上記以外の市の生活支援を受けている難病患者の方
- ⑥上記以外で自主防災組織・行政区が支援の必要を認めた方



避難行動要支援者の把握 (市等関係部署・自主防災組織)

*自主防災組織は、避難行動要支援者名簿に掲載する方で⑥に該当する場合は、別紙様式により各総合支所へ届け出る。(様式は、福祉事務所及び各総合支所へ)

災害時

【要支援者名簿を提供】

避難行動要支援者名簿 (福祉事務所・各総合支所) 管理・更新

*平時は同意を得た方の名簿を提供

避難支援等関係者への名簿情報提供 (災害時の支援)

個別計画の作成 (地域の避難支援等関係者)

*避難行動要支援者支援マニュアルは、避難支援等関係者へ配布されています。地域では、マニュアルを参考に日頃から防災対策に取り組みましょう。